

障 第 3 0 9 号
平成 24 年 6 月 18 日

各市町村障がい福祉主管課長
各広域振興局の保健福祉環境部等の長
福祉総合相談センター所長
各児童相談所長
様

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長
(公 印 省 略)

指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告について（通知）

このことについて、平成 20 年 3 月 3 日付け障第 910-1 号岩手県保健福祉部長通知に基づき運用しているところですが、**障害者自立支援法・児童福祉法の改正及び中核市への権限移譲に伴い、報告を求める根拠、対象指定事業者・施設等、報告経路については、今後、下記のとおり取扱うこととしますので、適切にご対応いただきますようお願いいたします。**

なお、指定事業者・施設等に対しては、本通知の内容を別途通知しておりますので、ご承知おきください。

おって、市町村におかれましては、基準該当事業所、地域活動支援センター、福祉ホーム、職親及び管内の障害者作業所に対して本通知を周知されるようお願いいたします。

記

1 報告を求める根拠（全て厚生労働省令。下線部分が新規省令）

- (1) 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 171 号〕
- (2) 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 172 号〕
- (3) 障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 27 号〕
- (4) 障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 28 号〕
- (5) 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 175 号〕
- (6) 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準〔平成 18 年第 176 号〕
- (7) 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 24 年第 15 号〕
- (8) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準〔平成 24 年第 16 号〕
- (9) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準〔平成 24 年第 29 号〕

2 対象指定事業者・施設等（下線部分が変更箇所）

- (1) 指定障害福祉サービス事業者（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (2) 基準該当事業所（障害者自立支援法第 30 条第 1 項第 2 号イ）
- (3) 指定障害者支援施設（障害者自立支援法第 29 条第 1 項）
- (4) 指定一般相談支援事業者（障害者自立支援法第 51 条の 14 第 1 項）
- (5) 指定特定相談支援事業者（障害者自立支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号）
- (6) 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 26 項）
- (7) 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 27 項）
- (8) 指定障害児通所支援事業者（児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項）
- (9) 指定障害児入所施設（児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項）
- (10) 指定障害児相談支援事業者（児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号）
- (11) 盲人ホーム
- (12) 障害者福祉団体等が運営する障害者自立支援法に基づく事業に類似する事業を行う事業所（「障害者作業所設置運営費補助事業補助金交付要綱」（平成 15 年 4 月 25 日障第 117 号県保健福祉部長通知）に定める障害者作業所）
- (13) 職親（知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 3 号）

3 報告経路

別紙「事故報告の流れ」によるものとする。

主な変更点

- ・事業所等が盛岡市に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者⇒指定権者である盛岡市へ報告
- ・指定相談支援事業者⇒指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者
- ・障害児施設⇒指定障害児入所施設
- ・指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の追記

【担当】

障がい福祉担当

電話 019-629-5448（内線 3449）

FAX 019-629-5454

E-mail erina_hirata@pref.iwate.jp